

「電気部門の変革2022」に関する申し入れ 提出!

その①

電気部門においては、「設備部門におけるメンテナンス体制の再構築」「設備・電気部門におけるメンテナンス改善」で効率化が行われ、その都度労使で議論してきました。そしてこの間、新技術の導入や直轄とパートナー会社の役割分担を明確にして、安全を守ってきました。しかし、設備21体制から17年が経過し、工事量の増加におけるパートナー会社の夜間作業増加、直轄の技術レベルの維持・向上の問題等、課題も多く抱えています。

支社より提案を受けた「電気部門の変革2022」は、「設備のシステムチェンジ」「スマートメンテナンス」「工事の機械化・効率化」の3本柱として、メンテナンス業務等を変革していくとし、3本柱を推進しつつ、生産性の高い業務執行体制をめざし、「新幹線を専門的にメンテナンスする組織」「在来線をパートナー会社と連携し効率的にメンテナンスする組織」を構築し、業務の効率化を図るとしています。また2022年を見据えた長期スパンで行うという内容です。少子高齢化社会に柔軟に対応していくために、効率化施策は働く者が働きがいの持てる施策でなければなりません。

組合員・社員が、「安全・健康・ゆとり・働きがい」が担保でき、且つ納得し未来に展望を持って施策を担うために下記の通り申し入れを行いました！今後支社と議論していきます！

【共通】

1. 今施策の目的を明確にすること。また、この間行ってきた電気部門の施策の到達点を明らかにすること。
2. 盛岡支社における電気部門の社員数（出向者も含めて）を明らかにすること。また、今後5年間の電気部門の社員数の推移を明らかにすること。
3. 今施策以降の繁忙期やイベント開催に伴う警備、体制についてその考え方を明らかにすること。
4. 標準数の算定基準を明らかにすること。
5. 今施策の要員効果については、実施項目ごとに明らかにすること。
6. TEMS研修の今後の方向性を明らかにすること。
7. 「7年育成プラン」を系統ごとに分け、職場で育成できる体制を構築すること。
8. 今施策における面談を行い、施策内容を具体的に提示すること。また本人の希望を最大限考慮すること。



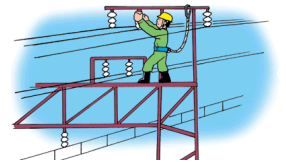
【スマートメンテナンス導入時におけるメンテナンス業務のスリム化】

9. 電力及び信通部門に導入されるモニタリング装置やスマートメンテナンス業務のスケジュールを明らかにし、導入されてからの要員効果を明らかにすること。
10. 導入にあたってはその都度、労使議論を行った上で導入すること。
11. 導入にあたっては、試行期間を設定し検証と改善を実施したうえで本実施とすること。また、本実施をするまで要員削減は行わないこと。

「電気部門の変革2022」に関する申し入れ 提出!

その②

12. モニタリング装置による業務が定着するまで担当を専任で配置すること。また、教育方法を具体的に明らかにすること。
13. 電車線モニタリングについて、2021年運用開始までの検査周期や計画等を明らかにすること。また導入に伴っての検査業務の改廃内容とその根拠を明らかにすること。
14. スマートメーター導入に伴い、業務が効率化できる根拠を明らかにすること。また、導入範囲・箇所数について明らかにすること。



【技術センターにおける業務の簡素化】

15. 小規模・少額工事の適用拡大等工事に関わる業務の簡素化施策について、課題を明確にし各々のスケジュールと、想定されるメリットとデメリットをそれぞれ明らかにすること。また、適用拡大に伴っての要員効果をそれぞれ明らかにすること。
16. 導入にあたっては、試行期間を設定し検証と改善を実施したうえで本実施とすること。また、本実施をするまで要員削減は行わないこと。
17. 盛岡信通技術センターの「ネットワーク科/無線設備科」を「情報通信設計科/情報通信保全科」に再編するにあたり、想定されるメリットとデメリットを明らかにすること。また、時期、運用・要員体制、具体的業務内容と教育について明らかにすること。
18. パートナー会社技術支援の具体的フローを明らかにすること。また直轄の技術力維持・向上のための具体的歯止めを明らかにすること。

【電気部門における在来線の効率的なメンテナンス体制の確立】

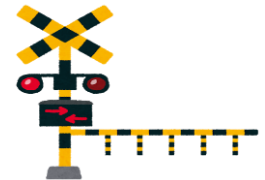
19. 今施策が4月1日に実施できる根拠を明らかにすること。
20. 技術センターの各グループと標準数及び各メンテナンスセンターの標準数を明らかにすること。
21. 盛岡電力技術センター青森メンテナンスセンターの副所長と企画グループが廃止となる根拠を明らかにすること。
22. 電力及び信通の各メンテナンスセンターの境界線区及びキロ程を明らかにすること。また、電力と信通の境界を統一とすること。



「電気部門の変革2022」に関する申し入れ 提出!

その③

23. 「設備・電気部門におけるメンテナンス改善」で実施した直轄検査訓練の成果と課題を明らかにすること。
また、今施策実施以降も直轄社員が技術力維持・向上できる根拠を明らかにすること。
24. TEMSが線区の保守委託ができると判断した根拠を明らかにすること。
25. 移管されるエリアの各種業務フローを明らかにすること。
26. 電力における新幹線負荷がある配電所については、新幹線系統が保守を行うこと。在来線が新幹線部分に立入りするための教育等を明らかにすること。
27. 電力における各線区の停電計画フローを明らかにすること。また、他会社との調整は誰が行うのか明らかにすること。
28. 各種システム等の取扱いと改修時期・内容を明らかにすること。
29. 移管エリアに関して、管理メンテナンスセンターのメセ長財源での単契発注を行うのか明らかにすること。
30. デポの環境を明らかにし、配備されるシステム環境、復旧材料、工具・備品について明らかにすること。
また、管理する箇所を明らかにすること。
31. 大湊線の障害早期復旧のため野辺地エリアにデポを設置すること。
32. TEMSへの貸与品を明らかにし、管理する箇所を明確にすること。
33. この間の議論内容を踏まえて、メンテナンスセンター間の助勢は行わないこと。また障害対応においてもメンテナンスセンターエリアを越えて障害対応を行わせないこと。
34. 他会社が関係する障害対応もTEMSが行えるのか明らかにすること。
35. TEMSの緊急呼び出しの定義を明らかにすること。また、TEMSと同時出勤した際の指揮命令システムを明らかにすること。
36. 今施策におけるTEMSへの出向は「技術支援・指導」であることを明確にし、本人が「技術支援・指導」できる環境を構築すること。
37. 管理メンテナンスセンターは、移管エリアを管理することから増員をすること。



【電気部門の新たな新幹線体制の確立】

38. 今施策までの成果と課題を明らかにすること。また、新幹線を専門的にメンテナンスする組織とした根拠を明らかにすること。

「電気部門の変革2022」に関する申し入れ 提出!

その④

39. 電力及び信通の技術センター及び各メンテナンスセンターの業務内容、体制、標準数及び境界キロ程を明らかにすること。また、電力と信通の境界を統一とすること。
40. 各種システム等の取扱いと改修時期・内容を明らかにすること。
41. 変電業務について、具体的変更内容を明らかにすること。また、直外区分が変更になった根拠を明らかにすること。
42. き電用遮断器個別検査の具体的教育内容を明らかにすること。
43. 各駅における検査区分と財産区分を明らかにすること。
44. 運転適性検査、医学適性検査、10条教育等の管理はどこが行うのか明らかにすること。
45. 安全に関わる会議や、技術センター主催の会議等の考え方を明らかにすること。
46. 拠点メンテナンスセンター以外でメセ長財源や単契発注を行うのか明らかにすること。
47. 新幹線総合技術者育成のための時期、教育内容、スケジュール、対象者を明らかにすること。また教育の実施に際して、現場の負担とならないよう行うこと。
48. この間の議論内容を踏まえて、メンテナンスセンター間の助勢は行わないこと。また障害対応においてもメンテナンスセンターエリアを越えて障害対応を行わせないこと。
49. 新幹線部門における異動について、年度ごとに目的を明らかにすること。



労働組合として施策と向き合い、
安全で働きがいのある職場を創り出そう!
交渉経過はホームページに掲載します!

各地で春闘集会開催中!
2019年度賃金引上げ等に関する申し入れ
第2回交渉は8日 9時30分からです!